南中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第１３条に基づき、本校の実情に応じた、いじめ防止等の対策のための基本的な方針を定める。

Ⅰ　基本的な考え方
Ⅱ　いじめの理解
Ⅲ 校内組織（いじめ防止対策推進委員会）
Ⅳ　いじめ防止等の取組
　1　いじめの未然防止
　2　いじめの早期発見
　3　いじめの早期対応と解決
　4　教職員の資質能力の向上
Ⅴ　重大事態への対処
　1　重大事態の発生と緊急対応
　2　調査のための組織
　3　重大事態の調査の実施と結果の提供

鹿児島市立南中学校

Ⅰ　基本的な考え方

1　いじめはどの学級にも起こりうる，どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るということを踏まえ，発見されていないいじめを一つでも多く見つけて解決するという姿勢で臨む。

2　生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。

3　全ての生徒がいじめを行わず，また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら，これを放置することがないようにする。そのために，いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行う。

4　いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，本校教職員，家庭，地域，その他，関係者の連携の下に行う。

5　いじめ防止等の取組は定期的に検証し見直しを行い，よりよい対策を講ずることができるよう努める。

6　本校のいじめ防止基本方針は，生徒，保護者及び本校関係者はもとより，本校ホームページへも掲載し，世間一般に公表する。

Ⅱ　いじめの理解

いじめに気付くためには，「いじめは，見ようとしないと見えない」との認識に立ち，いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

1　いじめの定義

> この法律において「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等，当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第二条】

さらに本校では生徒の理解の助けとして次のように提示する。

> いじめとは，友だちに（先輩，後輩を問わず）対して，相手が嫌がるような行為であり，体や心に苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，法に定められた定義に基づき行うものとする。その際，いじめられた生徒の立場に立つことを基本とし，表面的，形式的に判断するのではなく，いじめには様々な態様があることを踏まえ，生徒の言動をきめ細かく観察するものとする。

また，いじめの認知については，次の項目に留意する。

⑴　「一定の人的関係」とは，学校の内外を問わず，同じ学校・学級や部活動の生徒や，塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など，当該生徒と何らかの人的関係を指す。

⑵「物理的な影響」とは，身体的な影響をはじめ，金品をたかられたり，隠されたり，嫌なことをさせられたりすることや，インターネット上での誹謗中傷なども意味する。

⑶　外見的に，けんかのように見えることでも，事実の全容をしっかりと見極め，生徒が感じる被害性に着目し，いじめかどうかを判断する。

⑷　インターネット上で悪口を書かれた生徒が，そのことを知らず，心身の苦痛を感じていない場合についても，加害行為をした生徒が判明した場合は，いじめと判断して適切な対応をとる。

2　いじめの理解

⑴　いじめに見られる集団構造

いじめは，加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や，見て見ぬ振りをし，暗黙の了解を与えている「傍観者」も，いじめを助長する存在である。

また，一見，仲が良い集団においても，集団内に上下関係があり，上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど，周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに，直接の接点がないと思われる集団においても，いじめが発生する可能性があり，インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下，ＳＮＳという。）でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

⑵　いじめの態様

いじめは，冷やかしやからかい，悪口等，見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか，暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ，冷やかしやからかい等，一見，仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても，何度も繰り返されたり，多くの者から集中的に行われたりすることで，深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に，遊びのふりをして軽く叩く，蹴るなどは，周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから，いじめを受けた生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では，いじめを認知する際の具体的な態様として，次のような例を参考にしながら判断する。

【暴力を伴うもの】

○　軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。

○　ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。

【暴力を伴わないもの】

○　冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。

○　仲間はずれ，集団による無視をされる。

○　金品をたかられる。

○　金品・持ち物を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。

○　嫌なことやはずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。

○　パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる。等

III 校内組織

1　名称

南中いじめ防止対策推進委員会

2　目的

⑴　いじめの未然防止の取組

⑵　いじめの早期発見の取組，情報収集

⑶　いじめの判断と早期解決の取組

⑷　外部関係機関との連携

⑸　いじめ防止等の取組の検証と見直し

3　委員構成

学校長，教頭，生徒指導主任，学年主任，学年生徒指導係，養護教諭，

（必要に応じて，部活動顧問，また市スクールカウンセラー，民生委員，ＰＴＡ役員，その他心理や福祉の専門家などの外部機関）

4　開催時期

毎月始めの運営委員会で実施する。また，いじめ問題と思われる事案が発生したときに開催する。

5　連携機関

関係機関	電話番号
鹿児島市教育委員会児童生徒支援課	２２７－１９７１
県警本部（少年サポートセンター）	２０６－０１１０
鹿児島南警察署	２６９－０１１０
鹿児島南警察署宇宿交番	２５３－１３４４
県総合教育センター教育相談課	２９４－２３１１
県中央児童相談所	２６４－３００３
鹿児島市子ども福祉課	２１６－１２６０

6　役割

⑴　取組の概要（ＰＤＣＡサイクル）

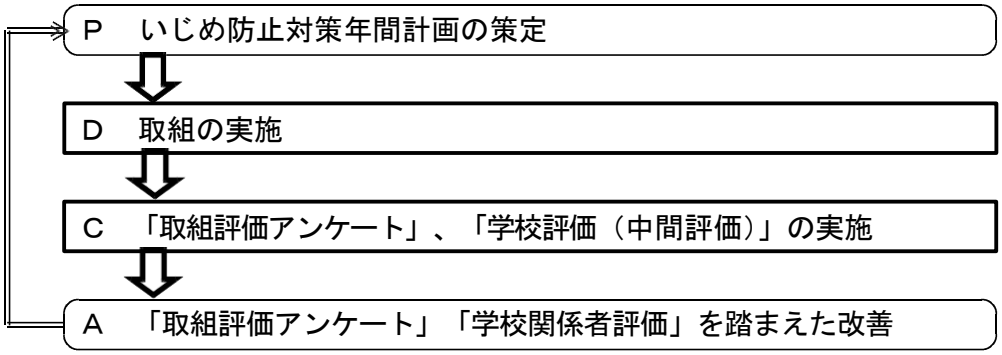

⑵　教職員の共通理解と意識啓発の促進

⑶　いじめ関連情報の収集、整理、分析

⑷　いじめが疑われる案件の事実確認、判断

⑸　いじめ事案についての対応、措置の決定

Ⅳ　いじめ防止等の取組

1　いじめの未然防止

キーワード　居場所づくり，絆づくり，規律，学力，自己有用感

すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして，全員を対象に事前の働きかけ，

すなわち未然防止の取組を行う。

未然防止の基本は，すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始める。

⑴ いじめについての共通理解

ア　校内研修や職員研修で基本方針の周知を図る。

イ　「ニコニコ月間」や「いじめ問題を考える週間」等の時期に，全校集会でいじめに関する講話等を行う。

ウ　毎週の学年会で生徒理解の時間を設け，情報交換を行い，係は生徒指導委員会で報告する。

エ　４月及び９月の「いじめ問題を考える週間」を中心に，年間を通じて，適宜生徒がいじめ問題について学ぶ時間を設定する。

⑵ いじめに向かわせない態度・能力の育成

ア　生徒会活動や生徒総会でいじめ防止についての取組を推進する。（生徒集会での「ＳＴＯＰいじめ宣言」）

イ　学校教育全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。

ウ　自主的・体験的活動の推進による自尊感情と好ましい人間関係の構築を図る。

エ　あいさつ運動を推進する。

オ　豊かな感情を培う読書活動の推進を図る。

⑶ いじめが起きにくい人間関係の育成

ア　教師は，人間関係づくりという視点で学級教育目標を立て，日々の学級経営に反映させる。

イ　「いじめは絶対に許されない」という学級づくりに努める。

ウ　わかる授業づくりを進める。すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。

エ　学校行事・体験活動を工夫する。学校行事を通して，生徒たちが主体的に活動する場を与える。

オ　保護者及び生徒を対象に，年 1 回講師を招いての情報モラル教室を実施する。また，道徳や学級活動の時間にも計画的に実施する。

カ　教師は，暴言などの否定的な発言をせず，プラス思考の発言に努める。

2　いじめの早期発見

早期発見の基本は，①生徒のささいな変化に気付くこと，②気づいた情報を確実に共有すること，③（情報に基づき）速やかに対応することである。

⑴ いじめ対策必携（県教委発行）の活用

「いじめられている子供の出すサイン」（いじめ対策必携 P4)のチェックリストをもとに定期的に観察する。

⑵ アンケートの実施

年 2 回の無記名アンケート，学期 1 回の記名アンケートを実施する。

⑶ 教育相談体制の整備

年２回，６月と 11 月に実施する。事前に「学校楽しーと」または別のアンケートによって，生徒の実態把握を行う。

⑷ 日常の活動の観察と情報の共有化

生活の記録や清掃，給食，休み時間などの生徒の日常を観察し，小さな変化にいち早く気付いたとき，すぐに情報を共有化する。

また，生徒指導委員会を毎週開催する。各学年及び保健室の状況を報告し，対策を検討する。

⑸　家庭・地域との連携

保護者や地域住民との信頼関係を構築し，生徒の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また，いじめの防止等の取組について，保護者に理解を得て，ＰＴＡや三者面談等の機会に情報交換を行う。さらに，地域住民の学校行事への参加を促したり，連携して街頭指導を実施したりして，校外での生徒の様子を把握する。

3　いじめの早期対応と解決

いじめを認知した場合，「南中いじめ防止対策推進委員会」を立ち上げ，次の⑴～⑸に留意して，組織的かつ迅速に対応する。

⑴　安全確保

いじめを認知した場合，直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。必ず複数名で対応する。

⑵　事実確認

いじめを認知した場合や，生徒がいじめを受けていると疑われる場合は，直ちにいじめの事実の有無を確認する。必ず複数名で対応する。

確認すべき情報例
① 誰が誰をいじめているのか（加害者と被害者の確認）
② いつ，どこで起こったのか（時間と場所の確認）
③ どんな内容のいじめか，どんな被害を受けたか。（内容）
④ いじめのきっかけは何か。（背景と要因）
⑤ いつ頃から，どのくらい続いているのか。（期間）

※ 生徒の個人情報は，その取扱いに十分配慮すること

⑶　指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は，直ちにいじめをやめさせ，その再発を防止するため，複数の教職員等によって，いじめを受けた生徒やその保護者への支援や，いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得る。またその際，対応したことを記録として残しておく。

⑷　情報提供

いじめの早期解決を図るため，事実関係が明確になった情報を，いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者に必要に応じて提供する。

⑸　関係機関との連携

いじめが，犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は，教育的な配慮や被害生徒の意向を配慮したうえで，早期に警察に相談し，適切に援助を求める。中でも，生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は，直ちに警察に通報し，連携した対応をとる。

なお，生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため，警察署との連携が必要と認められる事

案については，適時・適切に連絡する。また，中央児童相談所等の関係機関との情報交換を適宜行う。

⑹　インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合，そのサイト等を確認し，デジタルカメラ等で記録したうえで，当該生徒及びその保護者に了解をとり，不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し，削除を要請する。

なお，不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は，削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

⑺　継続的な指導・支援

学校対策組織やスクールカウンセラーや教育相談コーディネーター等を交えたケース会議等を定期的に行い，生徒の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた生徒については，継続的な心のケアに努めるとともに，自己有用感等が回復できるよう支援する。

また，いじめを行った生徒については，いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに，相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。

さらに，当該生徒の保護者と常に連絡を取り合い，家庭での様子や生徒の言動を継続的に把握する。

⑻　取組内容の点検・評価

いじめ防止等について，具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに，学校対策組織を中心に学校基本方針を点検し，必要に応じて見直しを行う。

4　教職員の資質能力の向上

⑴　「いじめはどの子どもにも，どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち，全ての教職員が生徒としっかり向き合い，いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身に付けられるよう，マニュアルやハンドブックなどを活用し，年２回（５月，８月），校内研修を行う 。

ア　校内研修

５月･･･質問紙調査の実施とその活用について

７月頃･･･道徳教育校内研修

８月･･･ケース研究，いじめ対応の課題と改善

イ　自己点検

教職員の言動が，いじめを誘発したり，いじめそのものになったりしていないかを自己点検する機会を設定。（月例指導点検調査実施）

Ⅴ　重大事態への対処

1　重大事態の発生と緊急対応

⑴　重大事態の意味

ア　いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ　いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ウ　重大事態については，次の事項に留意する。

◆　「生命，心身又は財産に重大な被害」については，次のようないじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

○　生徒が自殺を企図した場合

○　身体に重大な傷害を負った場合

○　金品等に重大な被害を負った場合

○　精神性の疾患を発症した場合

◆　「相当の期間」については，不登校の定義を踏まえ，年間３０日を目安とする。ただし，生徒がいじめにより一定期間，連続して欠席しているような場合にも，直ちに適切な対処を行う。

⑵　重大事態への緊急対応

ア　重大事態の報告

重大事態が発生した場合，直ちに学校長に報告し，学校は市教育委員会を通じて直ちに市長へ報告する。

イ　全校体勢による緊急対応

○事態の状況確認，情報収集，情報整理

・いつ（いつ頃から）　・どこで　　・誰が　　・何を，どのように（態様）
・なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

○　いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合，聞き取り調査を中心に実施するなど，調査については十分な配慮を行い，インターネット上のプライバシーに関する情報拡散・風評被害等にも十分配慮する，

・いじめられた生徒の学校復帰を最優先とした調査

・情報提供してくれた生徒の安全確保

・県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施

○　いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合，当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し，今後の調査について協議し，調査に着手する。

○　生徒の状況確認と支援・指導，生徒・保護者・教職員の心のケア

○　ＰＴＡ，警察との連携

「いじめ防止対策推進委員会」が中心となって，事実内容を明確にするための調査にあたる。 調査の際，アンケートを実施する場合は，その旨を調査対象の生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。

調査により明らかになった事実関係について，情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供する。

ウ　市教育委員会との連携

○　状況確認，情報収集，情報整理したことを市教育委員会へ報告

○　スクールカウンセラーの派遣要請

○　県教育委員会や警察との連携についての要請

2　調査のための組織

「いじめ防止対策推進委員会」が調査組織の母体となる。

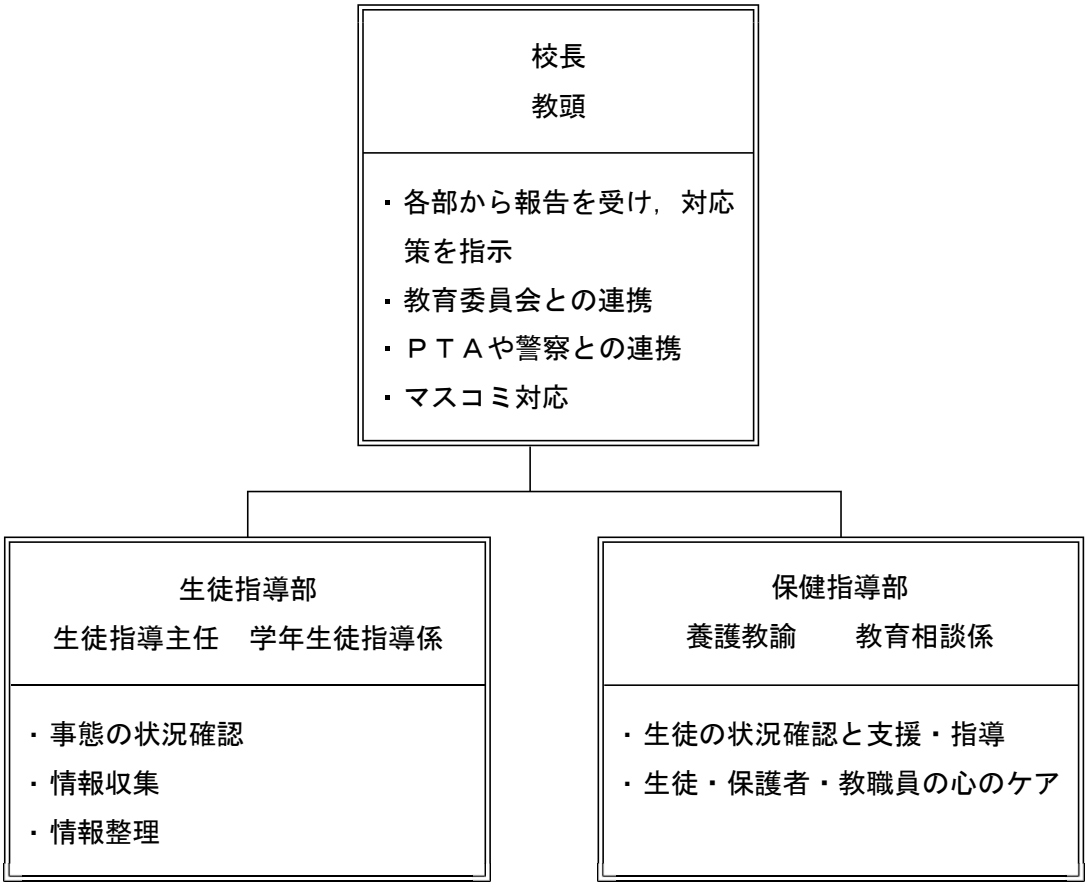

3　重大事態の調査の実施と結果の提供

⑴　重大事態が発生した場合，直ちに学校長に報告し，学校は市教育委員会を通じて直ちに市長へ報告する。

⑵　いじめ防止対策推進委員会が中心となって，事実内容を明確にするための調査にあたる。

⑶　調査の際，アンケートを実施する場合は，その旨を調査対象の生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。

⑷　調査により明らかになった事実関係について，情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供する。

（平成 26 年 12 月制定）

（平成 27 年 12 月改正）